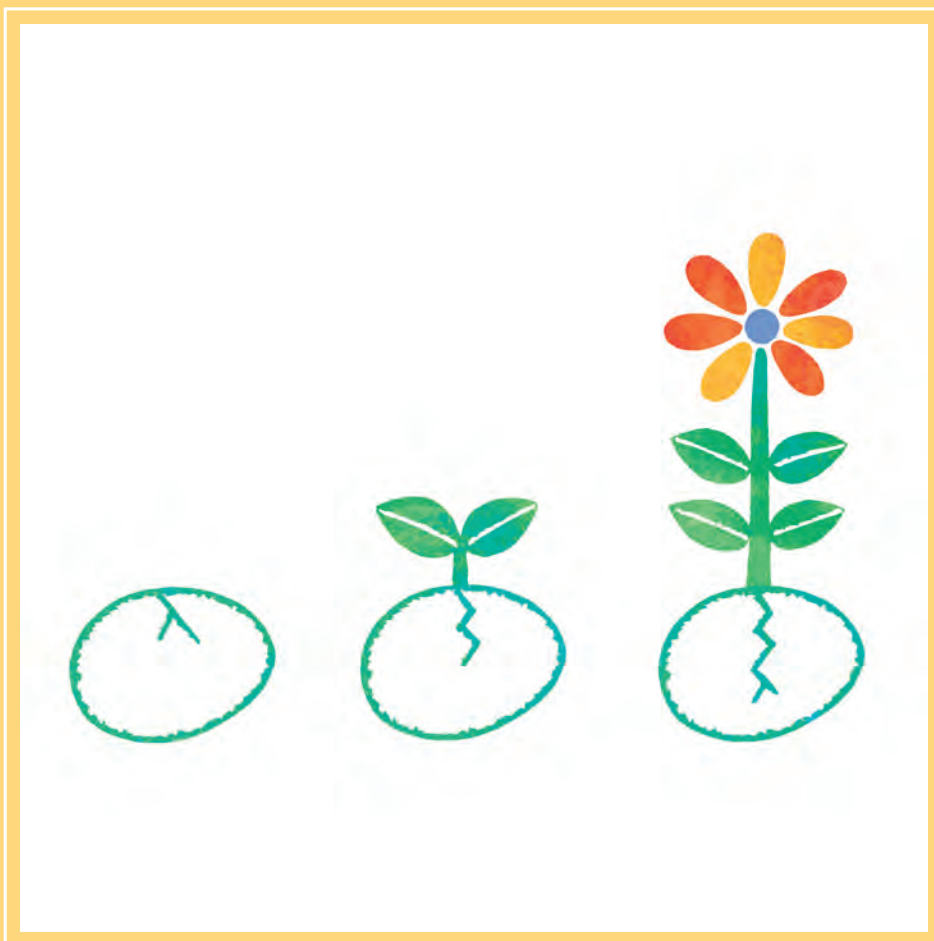


あなたの思いが社会に生きる

# 公益信託



## <内容>

### ■ 公益信託とは

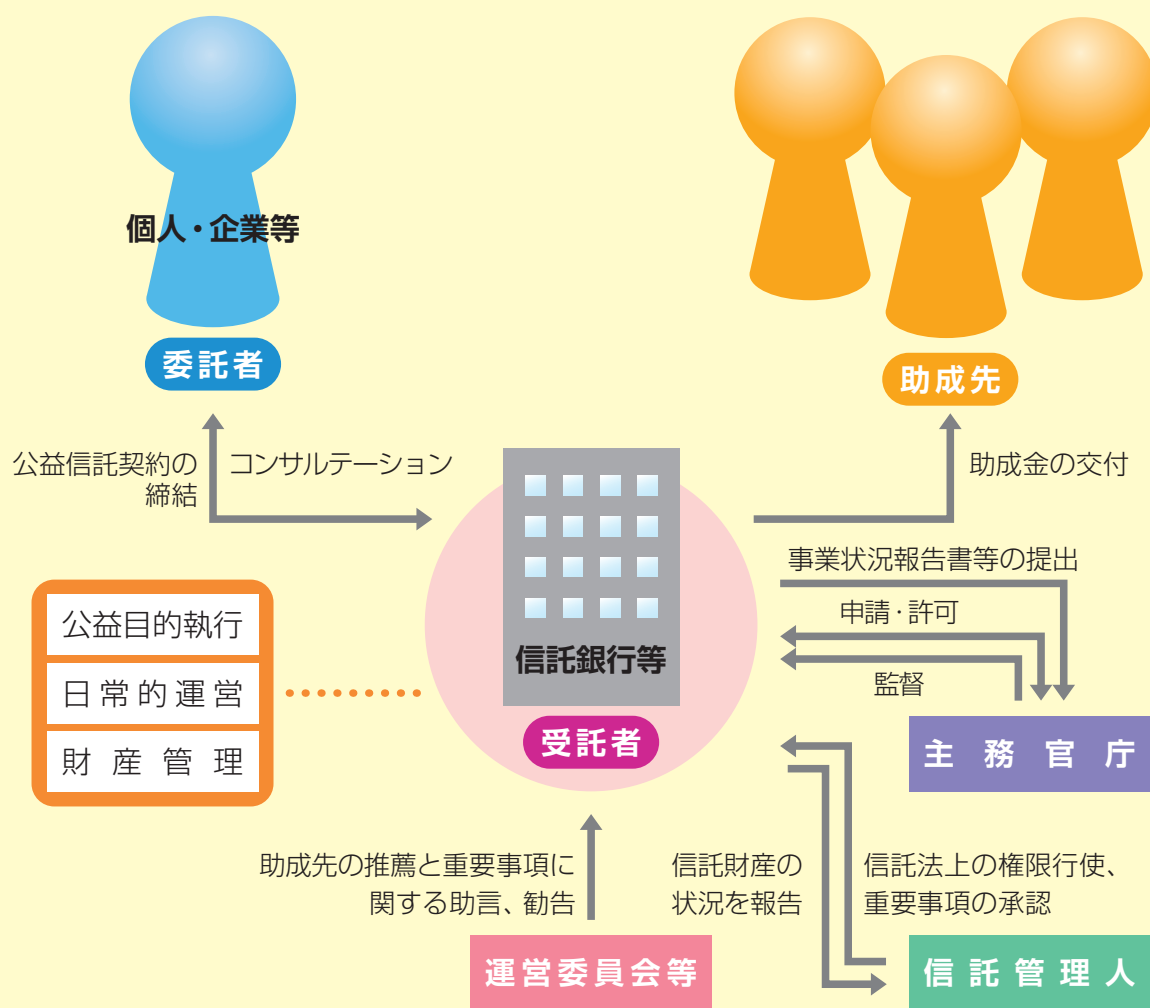
### ■ 公益信託 Q&A

- ・ 設定手続きはどうすればいいですか？
- ・ 設定後はどうなりますか？
- ・ 財産はしっかり管理されますか？
- ・ どのような費用がかかりますか？
- ・ 運用収益に対する税金はどうなりますか？
- ・ 税制上の優遇措置はありますか？
- ・ 特定公益信託とはどのようなものですか？
- ・ 認定特定公益信託とはどのようなものですか？
- ・ 公益目的にはどのようなものがありますか？

# 公益信託とは

公益信託は、公益活動のために自らの財産を提供しようとする個人や利益の一部を社会に還元しようとする企業等【委託者】が自らの財産を信託銀行等【受託者】に信託し、信託銀行等は、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、公益のために役立てようという制度です。

## 公益信託のしくみ



## 公益信託の特色

公益信託は、公益財団法人とほぼ同様の機能がありますが、独自の事務所と専任の職員を置く必要がないこと、信託財産を取り崩して公益活動に活用すること等、効率的、弾力的な運営を行うことができます。

また、一定の要件を満たす公益信託は、税制上の優遇措置を受けることができます。

さらに、公益信託の名称には、財産を信託された方のお名前や会社名を入れることができるため、そのお志は末長く顕彰されます。

# 公益信託 Q&A

公益信託についての理解をより深めていただくために、公益信託の主な内容を「公益信託 Q&A」としてまとめました。

## 設定手続きはどうすればいいですか？

信託銀行等の受託者が主務官庁への許可申請等をすべて行いますので、わずらわしい設定手続きのご心配はいりません。

## 設定後はどうなりますか？

信託終了まで、助成金等の交付や主務官庁への各種報告等は、すべて信託銀行等の受託者が行いますので、委託者にご面倒をおかけすることはありません。

## 財産はしっかり管理されますか？

信託銀行等の受託者は、「信託法」等により、さまざまな義務(善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等)を負っています。

また、信託された財産(信託財産)は、信託銀行等の受託者の固有財産や他の信託財産とは分別して管理されていますので、独立性が保たれます。

さらに、信託管理人が指定され、信託銀行等の職務のうち重要な事項について承認・同意を与えることとなっていますので、信託目的に沿った運営が確実に行われます。また、適切な信託事務が行われるよう主務官庁の監督も受けます。

## どのような費用がかかりますか？

助成金等の給付事業およびそれに付随する事務処理に伴う費用項目や信託報酬は、個々の信託契約によって定められますが、当該費用は、信託財産から支払われます。

例えば、運営委員会等・信託管理人の経費、公告費、渉外費用、租税公課、送金手数料、個別のパンフレット・年次報告書作成等の経費、その他信託管理人の承認を得た費用があります。

## 運用収益に対する税金はどうなりますか？

公益信託の信託財産の運用収益については、所得税は課せられません。

## 税制上の優遇措置はありますか？

### ① 信託設定時

一定の要件を満たした公益信託を設定した委託者および公益信託へ寄附した寄附者に対して、以下の表のとおり優遇措置があります。

		公益信託の種類	
		特定公益信託	認定特定公益信託
委託者(寄附者)	個人	—	寄附金控除 (相続または遺贈により取得した財産の 金銭を支出した場合には相続税非課税)
	法人	一般寄附金として損金算入	別枠損金算入

### ② 公益信託を生前に設定した「個人」が死亡した時

特定公益信託の要件を満たす公益信託については、その信託に関する権利の価額はゼロとして取り扱われ、相続税は非課税となります。

## 特定公益信託とはどのようなものですか？

特定公益信託とは、

- ① 信託終了の時ににおける信託財産がその委託者に帰属しないこと、
  - ② 信託契約は、合意による終了ができないものであること、
  - ③ 出えんする財産が金銭に限られていること、
- 等の一定の要件を満たすことが信託契約において明らかであり、信託銀行等が受託者であることについて、主務大臣の証明を受けた公益信託をいいます。

## 認定特定公益信託とはどのようなものですか？

認定特定公益信託とは、特定公益信託のうち、次ページの信託目的を有するものであることおよびその目的に関し相当と認められる業績が持続できることについて主務大臣の認定を受け、かつその認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものをいいます。

### ■ 認定特定公益信託の信託目的

- イ 科学技術(自然科学に係るものに限る)に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給
- ロ 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給
- ハ 学校教育法第1条(定義)に規定する学校における教育に対する助成
- ニ 学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与
- ホ 芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行うこと
- ヘ 文化財保護法第2条第1項(定義)に規定する文化財の保存及び活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行うこと
- ト 開発途上にある海外の地域に対する経済協力(技術協力を含む)に資する資金の贈与
- チ 自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの(例えば、国又は地方公共団体が出資しているものなど、これに準ずるものとして財務省令{所得税法施行規則第40条の9第2項}で定めるものを含む)に対する助成金の支給
- リ すぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行うこと
- ヌ 国土の緑化事業の推進(助成金の支給に限る)
- ル 社会福祉を目的とする事業に対する助成
- ロ イ〜ルの2以上をあわせてその目的とするもの

## 公益目的にはどのようなものがありますか？

以下のようなものがあります。具体的な事例は、信託協会ホームページの「公益信託データベース」にて、目的、活動内容、受託者名などを検索・閲覧することができます。

信託協会ホームページ <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

### ■ 主な公益目的

奨学金支給	勉学の意思を持ちながら、経済的理由により修学が困難な国内の学生に対して奨学金の支給を行うものです。
学術研究などへの助成	医学、科学技術等の自然科学の研究や人文科学等の研究に対する助成、国内外の学術交流の費用の助成を行うものです。
各種の教育振興活動への助成	学校教育、障がい者教育、青少年等を対象とするスポーツ・文化・芸術活動等社会教育の振興活動に対する助成を行うものです。
国際協力・国際交流推進	海外の経済、技術協力の推進活動に対する助成、教育、学術、文化等の国際交流活動に対する助成を行うものです。
社会福祉事業への助成	社会福祉の向上のために活動する個人、団体、福祉施設に対して助成を行うものです。
芸術・文化振興	音楽、美術、工芸等の芸術活動、文化の調査・研究、芸術の普及向上活動、文化財の保存および活用等、芸術・文化振興活動に対する助成を行うものです。
街づくりなどへの助成	地方公共団体、土地区画整理組合などから信託された財産をもとに、街づくりや都市環境の整備・保全活動に対して助成を行うものです。
自然環境の保全などへの助成	国内外の優れた自然環境の保全、絶滅危惧種の保護、国土の緑化事業の推進などのために活動している団体・個人に対して助成を行うものです。

## 信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託兼営金融機関および信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

- 受付時間 午前9時～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)
- 電話 ☎ **0120-817335**  
または 03-6206-3988

### トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>

### 信託相談所への相談・苦情等にかかる個人情報の利用について

信託相談所では、円滑な相談・苦情等への対応を実施するため、みなさまからの相談・苦情等をお受けするにあたりまして、お名前、ご住所、電話番号等をお聞きする場合があります。これらの個人情報は、みなさまからの相談・苦情等への対応のために利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料、相談・苦情等の事例として利用させていただきます。



さらに、詳しく知りたい方は、  
信託協会が発行しているパンフレット  
「公益信託 その制度のあらまし」を  
下記ホームページよりお申込み下さい。



一般社団法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階  
TEL.03-6206-3981  
ホームページ <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

信託協会

検索

本資料は、公益信託のしくみなどについて紹介し、公益信託の制度について理解を深めていただくために作成しているものであり、当該商品の勧誘・推奨を目的としているものではありません。

平成25年11月発行